
平成21年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成21年9月10日 (木曜日)

議事日程(2)

平成21年9月10日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子 書記 本郷 宣昭

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	教育長	中島幸男
会計管理者	野口浩俊	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳	税務課長	入江真二
環境住宅課長	守田俊次	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	境 富雄	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。
あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。
まず、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。
福岡県内では7月24日から26日にかけて激しい集中豪雨に見舞われ、各地で1時間に80ミリを超え、福岡市博多区では1時間に116ミリもの雨を観測する記録的な大雨となりました。これにより各地で土砂崩れや河川からの濁流の流れ込みなどの災害が発生し、県内でも10名の方がなくなるという痛ましい人的被害が生じました。
芦屋町でも今回の豪雨により被害を受け、被災された方がおられます。被災者の皆さんへのお見舞いを申し上げます。それと同時に今回の豪雨によって被災された皆さんの救援と災害対策に昼夜をわからず行動された町長を初め、町職員、消防団員、業者の方々に感謝申し上げます。人的被害がなかったのは皆さんのおかげだと思います。その上で、今後も起こりうる豪雨災害に対する災害防止対策について質問いたします。

1点目に、今回の豪雨での被災・被害状況はどうだったのか。

2点目に、今回の降水量以上の豪雨の可能性も考えられるが、災害防止対策はどのように考えられているのか。

3点目に、遠賀川からの流出ごみの処理とその費用はどうされたのか。

以上の3点について伺いまして、第1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

まず、町長初め町職員、消防団員、業者の方々に感謝申し上げますという川上議員のお言葉に対してお礼を申し上げます。それと、私どもも人的被害が幸いにしてなかったということについては、一定の安堵をしておるところでございます。

それでは早速ですが、1点目の被害状況についてご報告いたします。

消防防災担当の総務課として把握しておる状況でございますが、床下浸水が、これは栗屋のほうから正津ヶ浜まで山鹿にかけて6件あっております。

それから床下浸水までには至っておりませんが、水が来そうだから土のうを積いてくれというそういう要請が3件あっております。

それから道路冠水、これは町内いたるところで発生したわけですが、山鹿小学校の裏の周辺、この辺など全部で16件、それから町道、農道の一部損壊、側溝の下がえぐれたとか、亀裂が入ったとかいうのが2件。それから、江川台の町有地、江川台から猿渡に抜ける道の町有地のり面の崩落が1件あっております。

それからまた栗屋の環整の横の調整池、これがはらんしまして、環整の車両に被害を与えておるところです。それと、山鹿裏耕地を中心とした田畑の冠水があっております。

2点目の今後の災害防止対策についてでございますが、これはハード面とソフト面、二面での対策が必要であろうと考えております。具体的なハード面につきましては、それぞれの所管課で反省を踏まえた上で今後対策がとられると思いますが、総務課のほうでのソフト面で申し上げれば、例えば避難勧告、今回避難勧告までには至っておりません。自主避難された方がお一人いらっしゃったわけですが、もっとひどい場合には当然避難勧告や避難指示というのを決断しなくてはならないわけですが、そういった具体的な発令の基準の設定、これは先日朝日新聞にも6割以上の団体に未整備だというのが指摘されておりましたが、芦屋町でもそういった具体的な基準がありませんので、そういった基準の設定などが急務であろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

私のほうからは、遠賀川からの流出ごみの処理と、その費用はどうされたのかというご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、このたびの大雨につきましては、河川事務所が観測したもののうち最大というものでございました。その雨量は昭和28年の大洪水のときよりも多く、前回の平成15年のときも上回るものでございました。雨は7月24日、26日の2日にわたって降り、これにより芦屋町にも冠水被害や河口堰を全開にしたことによるごみの被害が発生したところでございます。

ごみ対策につきましては、地域づくり課では7月25日に、私ども企画政策課では大雨直後の7月27日に全体調査を行っております。その結果、遠賀川右岸の唐戸、それから柏原漁港一帯、

それから夏井ヶ浜一带に大量のごみが漂着しておりました。同日、国交省河川事務所と調整して、ごみ処理費用の負担の問題はあるが、現場の早急な処理が喫緊の課題であるため、早急にこれを除去するということといたしております。

7月28日には、北九州土木事務所に対しまして、県が管理する海岸線及びサイクリングロードにおけるごみ処理を要請しております。

8月1日には、堂山保存会などが主催した緊急のごみ除去作業を行政も協力して、特に流木やアシなどを除くペットボトル、プラスチック類などの自然に分解しないごみを除去しております。

その後、河川内のごみにつきましては国交省で、海岸線のごみは県で、漁港内のごみは本町が処理をしております。芦屋町の費用につきましては、まだ精算が終わっておりませんが、約1,100万円と予想をしております。

この処理費用問題につきましては、国交省、県、北九州市、芦屋町の4者で協議調整を行っておりますが、まだ結論は出ておりません。今後とも鋭意調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは2回目の質問をいたします。

今豪雨についての被害は、芦屋町でも床下6件、それから土のう要請されたところ3件などで、すね、いろいろな被害が出たということが報告されましたし、場所としては山鹿小学校裏、それから山鹿裏耕地、それから江川台等々ですね、いろんなところで起こったということです。

ただ、今回、ちょっとお手元に地図がありますように、山鹿小学校の裏通学道路ですね。これは地図でいいますと地図の下のほうの通学道路冠水L180メートルから丸の内町営住宅前冠水L120メートルという、そういったところが指摘されている地域です。それと山鹿裏耕地については、一番上の田屋裏耕地冠水というそういったところが地域となっております。この2点、2つの地域についての冠水原因と対策についてお伺いいたします。

この2地域については長年大雨に何度も冠水を繰り返しており、地域住民に多大な迷惑をかけているということは町も十分に認識されていることと思います。

町はこの冠水の原因の一つとして、汐入川及び農業用水路に長年堆積した土砂による阻害であるとして、平成15年度から20年度まで4年間にわたって、河川の箇所を河床のヘドロ、砂、こういったもののしゅんせつ工事を実施しました。平成15年度から4度やっていますが、これの工事延長またはしゅんせつ量、そういったものがわかるんならご答弁お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

汐入川のしゅんせつというご質問でございますが、汐入川のしゅんせつにつきましては、平成15年度から20年度まで4期に分けていたしております。

まず、1期として平成15年度に工事延長が217メートル、しゅんせつ土量が326立米。第2期として平成16年度に532メートル、しゅんせつ土量が575立米。第3期が平成19年度、工事延長が377メートル、しゅんせつ土量が900立米。そして第4期として平成20年度、昨年に工事延長が355メートル、しゅんせつ土量が665。4期間の合計が、工事延長が1,481メートル、しゅんせつ土量が2,466立米となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町もですね、町の財政のほうからこういったしゅんせつを行い、冠水の危険性を解除しようということで施策を行ったわけですけど、正津ヶ浜地区からの要望書に対する回答によりますと、「上流が冠水する原因として、汐入川が長年の土砂堆積で流れを阻害していることも原因の一つと認識していますので、4年次計画で実施予定の汐入川しゅんせつが完了することで、冠水の危険性の解消できるものと考えています」というふうに回答されています。

それで、この7月24日から27日までの間に福岡県下に大雨洪水警報が出されましたが、このときに降った雨は、先ほど課長の答弁にもありましたけど、資料の2枚目、日降水量表というのがあります。この中で、それぞれの地点で観測されているんですけど、芦屋町として一番近いところでは水巻ということで、ここでは24日で182ミリ、25日で35ミリ、26日で75ミリ、27日はゼロということで、最大1時間雨量が47ミリ、最大3時間雨量が114ミリということですね。総降水量が292ミリという、こういった雨が降ったわけです。

先ほどのしゅんせつを行って、こういった雨による冠水が回避できるというにもかかわらず、冠水しているという状況です。

これはですね、この写真の、資料の中に一番最後に写真が載っています。平成21年7月26日AM10時から10時50分撮影ということで、これが、それぞれ1から10番まで番号が打ってありますが、これは地図にある記入した1から10番の地点、これの26日の状況が写っております。山鹿小学校裏通学道路、ここが約180メートル冠水しています。丸の内町営住宅前の車庫や道路等の冠水は約120メートル。また、田屋裏耕地のビニールハウスの冠水、道路の冠水、こういったものも写っています。最大1時間雨量47ミリで、こういったふうに冠水してい

るということで、深いところで約45センチ、そういった点では子どもや、また夜間に通るとい
う点では大変危険な状況になっています。

先ほどの4年間に実施されたしゅんせつ工事で水のたまり具合、また水の流れ具合も、やはり
大分改善されたと思いますし、その関係で冠水する地域も減ったという効果はあると思いますが、
やはり依然としてこういった状況であります。

また、国道495号線下流から未改良区間、これは地図でいえば一番上の青い用水路に色が
つけてある部分です。こういったところが既に土砂の堆積もあるというこういったことになってお
ります。

こうしたふうにしゅんせつしたにもかかわらず、道路や田んぼ、畑には実際に冠水を繰り返して
おるといふことで、やはり冠水解消の効果については、いささかの疑問も残っているという状
況です。

こういった汐入川、また農業用水路、こういったところでは、大雨が起きたとき、水量が上が
ったときには、山鹿排水機用のポンプによって強制排水が行われています。これは私も現地調査
行ったんですけど、昭和54年に山鹿排水機場ができたというふうに聞いております。山鹿排水
機場ができて以来、花美坂、または花野路団地、こういった山地であったところが宅地化しまし
た。そういった中で、この山鹿排水機場が対応している集水区域面積、これは山鹿排水機場が対
応している全体の流域面積ですね。それから降雨確率年、何年に一度か大雨が降る可能性がある
というのを想定していると思います。

それと、降雨強度。これは雨が分水嶺から排水機場に到達する時間内に降る平均降雨量とか、
こういった数値があるわけなんですけど、これがどのぐらい設定されていたのか。これはわかる
でしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

まず山鹿排水機場の流域面積といいますか、処理面積ということでご質問が出ております。山
鹿排水機場は、基本的には山鹿部の標高の高いところから海岸線につきましては海のほうに流れ
込むと。そして、それ以外のところについては、すべて農業用水路等を使って、また側溝を使っ
た中で汐入川等に流れ込むというシステムになってろうかとおります。そういうような中で面積
を計算いたしますと、約2.52平方キロメートルという数値になっております。

それと、あわせて汐入川の水域の面積といいますか、これにつきましては9,100平方メー
トルということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

先ほどの年数の問題ですが、遠賀川そのものにつきましては、100年計画を今後やっていくということで、汐入につきましては、通常河川の場合であれば10年ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった一応数値設定がされてあるということですが、それでは山鹿排水機場の排水能力についてお尋ねします。この山鹿排水機場の排水能力は幾らあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

山鹿排水機場の排水能力というご質問ですが、毎秒2.5立米のポンプを2台設置いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

毎秒2.5の排水能力があるのが2台ということで、1秒間に5トン、1分間にすれば300トンです。1時間ですれば1万8,000トンという排水能力を持っていると、これはかなりあるんですけど、先ほど言いました集水面積、区域面積との関係を申しますと、花美坂、花野路地域は以前は山林だったんですけど、都市化により住宅地となった。降水時の水の流出地域面積については、これは変わりません。

また、北九州市との状況が変化してない中であれば、分水嶺も余り変化してないということで、流れる量というのは余り変わってません。変わったのは雨水の流れ具合、つまりコンクリート化して、流水係数が高くなって、川の流れ込みが早くなったという、そういった時間的な問題だけです。

また、椎牟田池とか鯉ヶ浦池、狩尾池など、こういったものは以前からの流水面積計算など川の流れ、ごみはほとんど変化はないはずです。

山鹿排水機場の排水溝は山鹿、唐戸の河口堰に向かってあります。これは今度の大雨になると濁流も流れてきますし、唐戸周辺には3メートル近いごみの山が持ってまいりました。こういったことで排水機の吐き口にかかる水圧等で内水排水の機能低下、こういったことも考えられますけど、これはポンプの据えつけ位置が高く、また吐き出し口も約30メートル、配管も約30メートルあるということで、こういった点を考えてみても、担当者に聞きましても排水機の機能低下が少ないということです。

そういったことを考えますと、山鹿排水機場は相当の47ミリの大雨に対しても機能は十分あり、冠水は防げるという、そういった能力を持っているということになります。そうなりますと、この山鹿小学校裏道路等の冠水原因は、町はどこにあるというふうに考えるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

川上議員が、排水機場の排水能力というちょっとご質問でございました。今回のちょっと状況をお話しますと、24日の日の16時40分に操作員が執務しております。その時点で排水機場の内水が50センチ、0.5メートルということで、その時点でポンプ2台を作動いたしております。そして20時40分、約4時間後ですか、4時間後には内水位が約20センチということで、排水能力はもう十分稼働しているという判断しております。

ただし、午後10時に河口堰が開かれております。その関係で河口堰の水が遠賀川に流れ込むということで、先ほど排水機場の排水口が遠賀川に面しております。一般的には遠賀川の水位よりも高い位置に排水口はあるわけですが、河口堰をあけたことによって、その排水口が水の中に浸かってしまったという経緯がございます。そのために2台のポンプをかけておりましたが、排水能力が著しく低下したことが、今回のこの山鹿小学校裏地区の冠水が起こったという原因ではないかという思いをしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

私たちも原因調査として管理者とお話をしたんですけど、管理者のときにはそういったお話をなかったと思いますが、そういったふうな問題があったとしても、一つやはり問題なのは先ほど言いましたように、山鹿排水機場は遠賀川河川事務所の所管となっておりますが、降雨時の排水機の運転基準について、また水位、それと運転開始水位と運転停止水位、これはどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

排水機場の運転等といいますか操作管理につきましては、国土交通省遠賀川河川事務所と芦屋町が操作管理委託契約書を締結し、その中で操作員2名の選定をしております。

そして洪水時の方法といたしましては、排水機場における汐入川の内水位がTP、これは標高でございます。標高が0.48メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるときは排水機場の運転を開始、そして標高がマイナス0.02メートルに低下したときには運転を停止するようになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今答弁されたように、運転基準としては汐入川の水水位がTP、これは東京湾平均海面ですね。TPプラス0.48メートル。それから運転停止がTPマイナス0.02メートルというふうになってます。

ただ受託管理者に関しては、この運転開始水位というのが0.59メートルというふうになってます。これで0.59メートルで自動的に電話が入って、そして管理者が出ていって、当然補機を始動させていって、そして電源を押してポンプを排水するという、こういった手順になっております。

それではですね、山鹿小学校裏通学路面の一番低い箇所の標高は幾らでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

その数値としましては0.6メートルでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

これは先ほどの地図の中にも入っておると思いますけど、山鹿丸ノ内町宮住宅冠水L120の上小さく0.6となっております。これが東京湾平均海面の単位とした数値です。山鹿小学校の裏0.9というふうになっております。

先ほど言いましたように、排水ポンプが稼働されたと言われましたが、7月26日の排水機が

ンプの運転をされたのは時間帯としてはいつからだったんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今回の大雨につきましては、24日の先ほど申し上げました16時40分から25日の12時40分まで運転を行っております。そして、さらにまた雨が強くなったということで26日の午前1時から運転を開始し、終了が26日の午前1時30分に運転を停止いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

委託管理者からですね、河川事務所に提出された日報によってもそういった状況になってます。それで、もう一つですね、この地図の中に丸ノ内ポンプ場というのがあります。これは生活排水を排水するポンプ場と聞いておりますが、このポンプ場の排水機能はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

丸ノ内のポンプですけども、先ほど川上議員が言われましたように、これは雨水排水というよりも処理雑排水を農業用水路に流入させないための機能を持つポンプでございます。口径が150ミリのポンプ、そして吐き出し量が毎分2.25立方メートルのポンプを3台設置いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった点では3台で6.75トンであります。1分間に6.75トンですから、1時間に換算すれば403トンの排水能力があります。

先ほど7月26日の排水機ポンプ場の運転がAM9時40分からもされたと言いましたが、この写真では既に、もう山鹿通学路についてはもう冠水した状況になっています。これは10時前に撮られた状況です。

問題は、既にポンプのスイッチ入れるときには、通学道路が冠水している状況が生まれている

んです。これはなぜかと申しますと、排水ポンプの運転開始の設定水位にあるんじゃないかというふうには私は考えています。稼働は水位がTP0.48メートル、また受託管理者では0.59というふうになってますんで、この0.59ということになれば、先ほどの通学道路面の標高が低いところで0.60です。という点では、運転開始設定水位とほぼ同じ高さということになります。

同時時刻に電話が入って、それから排水機場に行って排水機を稼働してポンプを排水するという点などが、やはりタイムラグもありますんで、当然ポンプが回るときには道路が冠水しているという、そういった状況です。

そういった状況でありますから、やはり大雨時にはポンプを運転開始始める前には汐入川の水が護岸いっぱいであり、箇所によっては護岸からあふれ、通学道路や田んぼは既に冠水が発生しているという、こういったことがこの冠水の私は原因だというふうに思います。

そういった点で、一つ提案したいのは、まず第1点目に、やはり通学道路の路面のかさ上げをすることが必要ではないかというふうに思います。現在の用水路、こういった護岸の高さと通学路面の低いところの格差は約0.43メートルあります。つまり43センチも道のほうが水面より低い状況が生まれてくるわけです。ですから、一つはやっぱりそれを解決するという、そのためには路面のかさ上げが必要じゃないかということです。

2点目には、浄水場のポンプ運転水位の問題です。先ほど言いましたように、用水路の水は稲の成長には大変必要です。これにはやっぱり大量の水が必要となっています。一定の水位を確保するためには、汐入川の運転停止水位ですね、TPマイナス0.02メートル、これをまだ引き下げるとするのは、水不足を引き起こすということで一般的には困難ではないかというふうに考えます。

また、運転開始水位0.59については、やはりその日の降雨状況、また排水機の能力など、ほかの条件と考え合わせて、やはりこれは変更ができるかどうか、可能性についてやっぱり慎重に検討する必要があるんじゃないかと思います。これについては、やはり農家の方とか、そういった方々の意見も聞きながら考えるべきだと思います。

それと、3点目に丸ノ内排水機場の利用ということになります。これは先ほど言いましたように生活用水ということになってますが、この写真を見ましても10番目の丸の内排水ポンプ場箇所の冠水状況を見ますと、もうここで生活排水がとめられているという状況じゃなく、もう農業用水と混濁しているという、このような状況が生まれています。

ですから、やはりこういった豪雨に対しては、この排水機場の操作基準を明確にして、大雨時には山鹿排水機場と連動した水位を設定できるように検討すべきじゃないかと。受託管理者に伺いますと、そういった要綱は決められてないというふうなことを言われてましたんで、やはりこ

ういったものをちゃんと確定して、そして農家の方とか、だれにもわかるように表示すべきではないかというふうに思います。

こういった改善を行えば、通学路の丸ノ内前とか山鹿小学校、そういったところの冠水は解消することができるのではないかと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

都市整備課としましては、浄化センターのほうで降雨量等の記録もとっております。記録によりますと24日の15時から24時までの間、9時間でございますけれども、182.2ミリの降雨量があった。それと25日は37.6ミリ程度だったわけですが、降り始めから26日の11時までが総雨量としまして289.9ミリの降雨量を記録しております。この時間帯の中で最大の降雨量としましては、24日の16時から17時までのこの1時間の間に46.4ミリの記録をしております。これは近年まれに見るゲリラ豪雨という私ども判断しております。

先ほどから申されますこと、山鹿小学校のプール付近でございますが、町道としましては3路線の路線で20センチから40センチの冠水があったということの把握をしております。道路としましては標高0.6メートルから1.0メートル、約40センチの高低差が、そこに元凶がありまして、やはり降雨量が多ければ冠水状況ということになってまいりますので、この3路線の延長約400メートルぐらいあるわけでございますけれども、一応道路改良としまして、施設整備計画もしくは実施計画のほうに今後は計上していくというように計画しております。

それと、水路の関連が先ほどお話しされておりました図面上の右上のほうなんです、この関連につきましても、現況では水路断面が若干小さいところがありまして、上流、下流という形の中でやはり断面が小さければ、その雨量に対しまして一応阻害要因が発生するわけです。

これにつきましても、この写真、お手元の資料の写真の……

○議員 8番 川上 誠一君

課長。その件はまた後で聞きます。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

すみません。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

ちょっとお答えさせていただきます。先ほど内水位が0.48メートルで警報が鳴ると協定しております、アラームが鳴って操作員に連絡するという一応システムになっております。操作員のほ

うが出向いてということですが、現在の操作員といいますか、通常一般的にはアラームが鳴る前に既に天気予報等で大雨警報が出た段階で従事いたします。

そして、汐入川の水位を確認した上で警報が鳴る前といいますか、もう事前に執務いたしまして、危険を察知した段階でもう運転を稼働しております。それで、2基のポンプを作動いたしますと、既に水位はすぐ下がります。ただ、汐入川まで流れ込む時間といいますか、その関係でなかなか一遍に掃ききれないといいますか、だから今回の場合の大雨については、その辺の要素が若干出ているんじゃないかという気がしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

今の課長の答弁です、道路のかさ上げについても今後実施計画に載していくということでしたので、ぜひそれが早急にも実現できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、田屋の裏耕地の問題について伺います。それで田屋の裏耕地についてで、上流側の用水路の未改良区というのがあります。これは地図にありますオレンジ色で示されているC-C断面、A-A断面、こういったところが未改良区となっております。

この未改良区間の先ほど課長が答弁されましたけど、流水断面の小さい箇所がありますが、これは何平方メートルでしょうか。また未改良区間前後の流水断面は何平方メートルなんでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

断面的には未改良部では2.04平方メートル、それと改良部のところにつきまして、上流側が6.23平方メートル、下流側が6.60平方メートルでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

お手元の資料の未改良区間現況流水可能断面図というのがあると思いますけど、この中にA-A断面図、B-B断面図、C-C断面図というのが載ってます。これを見てもわかるように狭いところでは2.6から2.0ということです。これ、改良されたところは6.2ということで、これだけの断面積でも差がありますので、当然こういったところから田屋裏耕地の冠水が起こって

くるんではないかというふうに思っています。

それからまた、これも河床高、これもはまゆう団地の下とかそういったところの用水路については、へドロとか泥とかがたまって、水の流れが阻害されているというこういった原因があると思います。

これは今会議のしゅんせつ予算が181万円上がってますが、これはこういった地域についてされるのでしょうか。その点伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今回、今議会に上程さしていただいております補正予算の中で、地域活性化緊急雇用創出事業という内容で、山鹿の裏耕地、表耕地の農業用水路、これは一般的には人力といいますか、これでしゅんせつをするようにいたしております。

あわせまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、先ほどご指摘がございましたはまゆう団地下の水路をしゅんせつをするという計画にいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、先ほど課長が答弁されていた未改良区については今後計画されて、これを改善していくという、そういったことになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この水路につきましては、先ほどもちょっとお話しましたけども、上流から下流側に流れる中で、水路断面が3分の1程度のところがございますので、延長としましては180メートル程度の現在ある道路敷を水路敷として、そして水路敷としてあるところを道路敷として、まあこの要因につきましては、この現在の水路の横がすぐ民家でございます、お手元の写真の資料、8番目でございます。このように即民家が隣接しておりますので、水路等を工事をやる場合につきましては、当然その重機機械等が入ってまいりますので、この状況の中では家屋被害等を避けるために道路と水路の位置を変更し、なおかつ工事をする中では、農耕者や地域住民の協力等が初めて工事ができあがるものでありますので、この計画につきましては、実施計画もしくは施設整備計画にあわせて計上していくという計画を持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひですね、早急な調査と改善計画、そしてまた地元の方々と関係者と十分な協議をしていた
だきたいというふうに思います。

今度の7月の豪雨では、全国で多くの方が亡くなられています。日常では安全と思われている
水路や側溝、これが豪雨によりはらんし、尊い人命を奪ってしまってます。自治体の第一の役
割は住民の命と財産を守ることになります。こういった点から町の防災計画や基盤整備を進めて
いただいて、災害に強いまちづくりをしていただくことを要望して、この質問について終わりま
す。

続きまして、遠賀川のごみの問題についてでございます。1,100万程度芦屋町が負担しな
ければいけないということですが、負担して、それを国土交通省と県と芦屋町で負担するという
ことですが、そういった点でも、この財政の厳しい中で芦屋町が、3等分しても400万円近い
金をこういったものに使うということでは、芦屋町民が出したごみではなく、上流から流れてき
たものは芦屋町民の税金で使うという点では、私はやっぱり不合理だと思いますし、そういった
お金があるのなら、やはり町民の暮らしや福祉を充実させる、そういったものにやっぱり回すべ
きじゃないかなということに思っています。

まず、この芦屋町が負担するということが自体が私はちょっとおかしいんじゃないかと。先ほど
課長の答弁でありましたように、この海岸の、海岸管理者はどこが払っているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

福岡県でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

そういった点ではですね、幾ら港とはいえ、本来的なら福岡県がすべてを負担しなければいけ
ないというふうになってると思いますが、今後とも、またこのような流出が起こると考えますが、
今後もこういった問題が起こると、また福岡県、国土交通省、芦屋町で負担を行うという、そう
いった方向になるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

芦屋町は被害を受けております。そして北九州市も同様の被害を受けております。私ども今協議調整をしているものにつきましては、私どもは被害者でありまして、いわゆる遠賀川の本流を管理しておく国土交通省、それから支流の管理をしております福岡県、この2者が負担すべき問題ではなかろうか、ただ、ごみについては基本的には流域の市町村から出たというところもありまして、県としても国交省としても全額というような考え方は持っていないようでございます。その辺を含めて今鋭意調整をしております。

以前は、国と県と私どもと3等分というような形で、結果としては落ち着いたというような経緯がございます。ただ、それでは芦屋町、北九州市、両方とも納得してないということを前回の協議調整の会議の席上申しております。ただ、それについてはまだ今後調整をしていきたいと思います。ということで、各部署で持ち帰ってございますので、まだ回答ができてないという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

芦屋町でも、こういった問題はやっぱりおかしいということで、特に平成15年の遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会、こういったところで、遠賀川水系からの流出物が上流位置の市町村住民から投棄されたものであるため、これらの処理は上流自治体なども負担すべきで、こういったところで国、県、各自治体による基金を創出して、それに対応しようというそういったことも論議されてますし、また町長自身も遠賀川サミットとか、そういった中でこういったことを提案されていると思います。

こういったことで、今後とも町長としても、この問題について積極的に働きかけていくという、そういったお考えはおありでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今の川上議員おっしゃるとおりでございまして、課長申し述べましたように、平成15年のときの国・県・町、これの3地割、これが基本になって今回の話になっておると思うんですが、それ以後も芦屋町としてのいわゆる方針というのは、川上議員言われたように芦屋町は被害者であるということを一貫して申し述べておるわけでありまして。

遠賀川サミットが、たしか平成20年1月に木屋瀬であったわけですが、その折にも主張させていただきました。で、このサミットを機にして、いわゆる遠賀川流域の首長さん、飯塚市長さん、直方市長さん等々、たくさんの方おいでいただいたんですが、あのサミットを機にして首長さん方の認識が変わってまいりました。

遠賀川改修期成同盟等々あるんですが、その折に各首長さん方が「芦屋町さん、迷惑かけますねえ」という言葉が出てまいりました。遠賀川改修期成同盟の、この会が唯一こういうごみの問題を提起する場なんです、その折にお話申し上げたのが、じゃあどなたがリーダーシップをとって、このことをやっていただけるんですかということで、国交省の河川事務所に投げかけております。国交省はちょっと難しいんで、どなたか飯塚市長さんなり、直方市長さんなりに、音頭をとっていただくように今後進めましょうということになっています。

実は、つい先日、2、3日前、河川事務所に参りまして、このことも含めまして協議させていただきまして、第2回のサミットを開きましょうという予定になっております。言われるように、これは、芦屋町はあくまでも被害者であるという立場で終始一貫、今後も関係各位と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町長もですね、そういったものに対外的にも努力されているということで、私たちもこの問題について、共産党としても、県に対してイニシアをとるように求めていこうと思いますが、平成21年の7月15日に海岸漂着物処理推進法というのが施行されました。これについてはご存じですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

法律名ですけど、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」というのが、今年度7月15日に施行されております。この法律の目的につきましては、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図るというもので、国の責務、地方公共団体の責務、事業者及び国民の責務、それから海岸を有する地域のみならず、すべての地域における関係者の連絡の強化が明記されております。

次に、処理ということですが、海岸管理者、本町でいえば福岡県になりますが、いわば処理に

についての必要な措置を講ずること、海岸の占有者は清潔の保持に努めること、市町村は海岸管理者への協力をすること、市町村は海岸管理者に対し必要な措置を要請することができるなど、責任の明確化をしております。

次に、発生の抑制として、国及び地方公共団体は発生原因などの定期調査、森林、農地、市街地、河川、海岸などの不法投棄防止に必要な措置などについて努めるということとされております。

この法律については、施行後3年後に必要な見直しをするというものです。また、国におきましては海岸漂着物対策を推進するための財政措置、その他、総合的な支援を実施するための必要な法整備を速やかに実施しなければならないと、このようにされております。

このため、今後につきましては、財政措置を伴う施策が出てくるとも考えられますので、注視していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

簡単に申しますと、今回の海岸漂着物処理推進法は、処理責任は海岸管理者にあること——これは県ですね。市町村が必要に応じて、海岸管理者、県に協力するとして、都道府県と県の間を整理しています。そして国が必要な財政措置を講じることを明記しました。これによって市町村が、都道府県に対して、国に対して、責任を果たすように迫る根拠というのが、今までの立場とは、全然逆転するような町にとっては画期的な法律ができています。

この中では、29条では、「政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外または他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において、地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する費用について、特別の配慮をするものとする」。普通、一般的なところは「措置する」ですけど、今回はよそから流れてきたごみが漂着しておるところに対しては、国は特別な配慮をするということで、一定全面的な支援をするという、財政支援をするという、そういったことも盛り込んでいます。

そして、明確にですね、やはり海岸管理者の都道府県の責任を明らかにしていくということで、第17条で「海岸管理者等は、その管理に介する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない」というふうに明記しています。これによって、地域計画を県がつくっていく、そしてまた海岸漂着物対策推進協議会というものも県が設置しなければいけないとなっています。これによって、それぞれの現場の声が反映されるという、そういった仕組みにもなっています。

また、これは先ほど課長が言いましたように、住民団体とかそういったものが海岸清掃とかに協力してくれています。これに対してもそういった財政投資をしなければいけないという、そういった明確な立場にたって、海岸漂着物の発生、もともとのそれぞれの出す自治体が自粛しなければならないという、そういったところも明記しています。

こういった芦屋町でも願ってもない法律でもありますし、こういった法律を活用して海岸保全を果たしていくことが必要と思われませんが、町長の見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

全くそのとおりでございまして、これ以上答弁はありません。そのようにさせていただきます。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひですね、これはもう8月中に期限終わってますけど、まだ追加で上げれば取り上げられていくという、そういったこともあります。財政的にも約50億円、国は今基金を作ってますので、ぜひ芦屋町が声を上げて、こういったシステムを使いながら海岸の保全に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

もう時間がなくなりましたが、今回やはり流木が流れたことによって第2次被害も起こっています。流木による操舵機の破損とか、船体の破損がありますが、今回はアシやヨシが大量に流れ出ているため、漁船の冷却水にアシやヨシの小さくなくずがつまり、エンジントラブルを起こすという事故が起こっています。

漁業者は出漁を取りやめエンジンの修理を行わなければならない、こういった修理には保険も適用されず自己負担という、こういった状況です。漁協には国土交通省に請求できないかという問い合わせもあっています。また、この雨によって大量のドベが流出して、芦屋の沖の海底に3メートル近く堆積しているという、そういった報告も上がっています。

そういった点ではですね、今後もやっぱり町としても十分海岸の保全を円滑に行っていくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、11時10分から行います。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。3点ほどお尋ねいたします。

まず1番目は、子育て支援センターについて、来年4月開設予定の子育て支援センターの施設整備や管理・運営の検討に関する進捗状況をお尋ねいたします。

次に、同センターの運営について、子育て支援のサポート養成講座やサポーター登録での運営参加などについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

3番目に、すぎな園跡地、今回子育て支援センターになる予定のすぎな園跡地を含む福祉ゾーンに面した国道には信号機がなく、とても危険であります。早急な音つきの信号機設置が望まれますが、見解をお尋ねいたします。

大きな2番目といたしまして、情報公開について。行政と町民との協働のまちづくりには、積極的な町の情報公開による町民との情報の共有化が欠かせません。今年度、町のホームページについては、1,300万円かけてリニューアルされるようですが、その概要をお尋ねいたします。また、広報誌についても町民のニーズ調査が行われたのかお尋ねいたします。

次に、現在町の情報公開や個人情報に関する開示・訂正など請求は利用しにくい状況があります。役場内に情報公開コーナーを設置して、予算・決算書は常時閲覧可能にし、公開できる項目——文書の項目ですが、その管理台帳や索引簿などを常設されることを再度求めますが、どのようなお考えでしょうか。お尋ねいたします。

最後に、住民参加のまちづくりについて。住民参画条例が制定して1年半を経過しております。住民参画推進会議の調査・審議状況も含め、成果と課題についてお尋ねいたします。

最後に、町の将来を担う子どもたちに、町の仕事や議会の仕組みを理解し、町民の一員として身近に感じてもらうため、子ども議会の開催を提案いたしますが、教育長と町長に見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

それでは、大きな1項目目の子育て支援センターの3点ほどございますが、この点につきまして

ては福祉課のほうで答弁をさせていただきます。

1点目の支援センターの施設整備並びに管理・運営の進捗状況でございます。子育て支援センターの施設整備につきましては、8月の下旬からもう既に工事に着工しておりまして、来年1月下旬の竣工予定で今鋭意進めているところでございます。現在はまだ基礎的な分の工事にやっとりかかったというような状況でございます。

続きまして、このセンターの大きな柱でございます管理・運営でございますけれども、これにつきましては10月1日に係長職の保育士を配置をする予定でございます。したがって、その職員を中心に今後の管理運営計画を進めてまいり所存でございます。当然これには、それまでかかわっておりました次世代育成支援対策会議メンバー、これは福祉課、住民課の健康づくり、生涯学習課、学校教育課等が入りますけれども、そのメンバーでこの専門職の保育士を中心に今後の運営計画を進めてまいります。

続きまして、2点目の、この管理・運営計画の中で子育てのサポート養成講座やサポーターの登録等というような点でございますが、この辺につきましても先ほど申しましたとおりに、10月1日に専任職員を新たに任命いたします。この専任職員を中心に先ほど言いました関係部署からなる次世代育成支援対策会議で当然効果的なソフト事業を検討してまいります。この子育て支援センターの円滑なる運営には、まあこのメンバーだけではというふうに考えております。できるだけ多くのご支援をいただけるボランティアの方の力が必要というふうに考えており、ご指摘のサポーター養成講座やサポーター登録制度ということにつきましても、そのメンバーの中で検討を進めていきたいというふうに思っております。

3点目の子育て支援センターができるということで、施設周辺の交通安全対策ということでございますが、この子育て支援センターができるということが決まりまして、この計画を進めている段階では、既存では芦屋交番——失礼しました、その前の福銀前から緑ヶ丘団地までの間に信号機がございませんでしたけれども、この計画の段階では信号機の設置する予定ということは考えておりませんでした。しかしながら、周辺にはみどり園や社会福祉協議会といった社会福祉施設もあり、また今回の施設整備で東小留守家庭も併設することが決まっておりますので、今後関係課と協議を進めて、これは当然信号機の設置は折尾署との協議等も出てまいりますので、どういった形がいいのかということを検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

私のほうからは、いわゆるホームページに関するご質問と住民参加のまちづくりの中で住民参

画推進会議の進捗等の2点についてお答えをさせていただきます。

まず、ホームページでございます。議員ご指摘のとおり住民の皆さんとの情報の共有化は非常に重要なものと考えております。このことは住民参画まちづくり条例の前文及び基本理念の項目で規定をしております。このため、この条例の概要版では積極的な情報の提供及び積極的な住民意見の収集について多くの紙面を割いているところでございます。情報提供につきましては、広報誌やホームページが主体となろうかと考えます。そこで、ご質問の今年度実施予定のホームページ見直しの概要でございます。

現在の芦屋町のホームページは、住民の皆さんが求める情報をスムーズに得ることができにくい状況になっています。具体的には「こんなまち芦屋」というところをクリックしないと、住民の皆さんが見たいページに行き着けない、このようなつくりとなっている問題がございます。

先進地では、トップページの中で見たい部分の多くが表示されています。しかし芦屋町では、例えば上下水道のことを調べたい、このような場合には、最初に「こんなまち芦屋」をクリック、次に「役場の仕事紹介」をクリック、次に「都市整備課」をクリック、その次に「管理係」をクリックして、初めて上下水道の画面が見られるようになるわけでございます。

しかし、上下水道のことで最初に「こんなまち芦屋」をクリックするという発想が難しく、また都市整備課で上下水道の事務を行っているというような発想もなかなかしにくい状況がございます。したがって、住民の皆さんが意図する画面に到達できない、このような場合もあろうかと考えております。また、ホームページに掲載するための職員の作業がしづらい、かついろんな方法を駆使した形での製作ができない、このような不便さもございます。このような使い勝手の悪い状況が現状ということでございます。

これらの問題を従前から抱えていたわけでございますが、芦屋町の現下の厳しい財政状況により、なかなか取り組めなかったことも事実でございます。今回、国の経済危機対策臨時交付金でほとんどの部分を国の交付金で賄えるという財源がございましたので、これらの諸問題を解決して、住民参画まちづくり条例の趣旨を生かし、皆さんが見たい情報をできるだけスムーズに見れるよう改めることとしたものでございます。ホームページの見直し作業ですが、来月中にはプロポーザル方式で業者を決定し作業に取りかかりたいと考えております。

次に、広報誌の町民ニーズ調査は行っているのかというご質問でございますが、端的に言って行っておりません。これについては今後の課題と考えております。

なお、リニューアル後のホームページにおきましては、ネット上で「広報あしや」に関するなどのアンケートが簡単にかつ経費がかからず行えるシステムについても導入したく考えております。ただし、これについては家庭にパソコンの設置がされていると、このような環境が必要になるということです。

アンケートでは「どのような記事を見ているのか」、「ほとんど読まない方の理由は何か」、それから「読みやすい記事になっているのか」、「一番読むコーナーは何か」、「取り上げてほしい記事は何か」などの意向調査が考えられます。これらを含めて、より親しまれ、よりわかりやすい紙面づくりに邁進していきたいと考えています。

第1点目のホームページについては以上でございます。

それから件名3、要旨1点目の住民参画条例が制定され1年半が経過したが、住民参画会議の調査・審議を含め、成果と課題について尋ねることについてお答えしたいと思います。

住民参画まちづくり条例につきましては、平成19年9月に議会において議決をいただき、平成20年4月から施行をしております。平成20年3月には芦屋町住民参画まちづくり条例の概要版を作成し、職員、議会、各公民館、図書館、区長等に配布をしたところでございます。20年7月には職員を対象に研修会を実施いたしました。8月には職員グループによる協働プロジェクト研修を立ち上げております。20年9月には第1回の住民参画会議を開催しております。20年11月には住民参画会議及びその他会議の出身母体の方々に集まっていただきまして、「住民参画ちゃ、なんなん」というような研修会も開催しております。

21年3月には、先ほど申しました職員研修グループの発表ということで、特に住民との信頼関係を構築すべきだということを含めて、団体お助け制度などの提案をしているところでございます。21年3月には第2回の住民参画会議を行っておりまして、過去による住民参画手法を使った事業報告などを審議しております。同月、3月でございますが、芦屋町協働地域活性化プロジェクトが発足、これは現在地域づくり課のほうで推進をされているところでございます。21年8月には、第2次職員グループ協働プロジェクト事業を開始いたしまして、第1次研究グループで提案をされました団体お助け制度の具体化について調査研究を進めることとしております。

そのほかにも出前町長室では、正門町区、柏原区、大君区で開催をさせていただきました。また出前講座につきましても申し込みにより開催をしております。このような実績を積んできたところでございます。協働に関する一定の認識は、醸成されつつあると、このような状況であるというふうに考えております。

まちづくり条例の第4条につきましては、町の責務、それから第5条では町長の責務、第6条では町職員の責務、第7条では住民の権利と義務、このようところが基本的な構成としてあるわけでございます。そういうことで、方向性はお示しをしていますが、いかんせん具体的ではない。まあ抽象的なものということになります。このため住民参画会議の委員さんを含めて、具体的な協働ということに対するイメージがわいてないというような状況がございます。このため具体策の検討を実施しなければならないといたしました。

これによりまして、今年度平成21年度の住民参画会議では、先ほど申しました4条、5条、6条、町職員、それから町長、それから町、これらの責務について具体的な検討をし、7条、いわゆる住民関係につきましては、22年度で検討するという計画を立てて今後やっていこうとしております。現在、4条、5条、6条における行動計画について、部内で調整を行っているところでございます。

課題といたしましては、自治区加入率の問題、重要な計画などパブリックコメントを実施しても意見の提出者が少ないこと、それから出前町長室の申し込みが少ないことなど、地域との協働を含めて、まだまだ発展途上であり、今後とも地に足をつけ着実に住民参画まちづくり条例の理念を進めていくことが必要だと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、件名の情報公開についての要旨の2点目でございます。情報コーナーの設置等についてでございますが、従来から予算書、決算書につきましては図書館、それから財政課の窓口で閲覧していただいております。ご存じのとおり現在図書館は休館中でありまして、現時点では財政課の窓口でござらになっていただくということでございますが、本年1月からリニューアルした役場庁舎玄関に、総合案内を設置しております。また8月からはコイン式の有料コピーも設置しておりますので、議員ご提案の情報コーナー、こういうものにつきまして、玄関前のロビーの一部を利用した中で、予算、決算書に限らず、広く公開しておる文書、書類などを常設する方向で検討したいと考えております。

また、管理台帳や索引簿、これにつきまして、現時点で住民の皆さん方に一目瞭然というような書類はございません。各課で文書管理台帳はパソコン上で管理しとるわけですが、そういうものを全部まとめまして、時間は若干かかるかもしれませんが整備する方向で検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

子ども議会の開催に対するご提案でございますが、全国的には幾つかの市町でやっているという実態があるようでありますけど、開催につきましては、私は、特段異存はございません。

ただ、イベント的にやるというのは、いささか私も問題があるかと思っておりますので、実際に

やるとすると、幾つかクリアする問題があるんであろうというふうに思っております、関係課との調整が必要だろうと。

まず、子ども議会の開催の目的を共有化する必要があるだろうというふうに思ってます。議員提案の中に、町の仕事や議会の仕組みを理解するにとどまらず、芦屋の未来を担う子どもたちが、芦屋や社会の将来について主体的に考え、積極的に意見を表明したり、社会参加の意識を高めていく機会づくりを通して社会の一員としての自覚や、行政への関心や理解を深めていけるように、芦屋の子どもを育てたいというふうに思っているところでございます。

そういうふうな目的の共有化を図った上で、じゃあ具体的にやる場合に調整する、この議場を使わしていただけるようになるんだらうと思いますから、議長を初め議員各位のご賛同を得ることが、まず1点あると。それから学校との調整でございますけども、これを教育課程の中でどのように位置づけるかというのが、まず一番大きな問題だろうと。それから、子ども議員の選出をどういう形で行うか。議題の——議案と申しましょう、選定をどうするかと。また事前の学習会のあり方。それから議会開催の日時をいつがいいのか。また傍聴者をどういうふうにするかと。まあこのようなことが懸案の事項として出てくるだろうと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、子育て支援センターについてですが、私も現場を見たとき、夏休みの後半か最近からですね、外側の建物の工事が始まったように見受けられましたけれども、課長の説明の中では、いろんな検討はこれからだと、具体的には。しかし、これは本当に芦屋のそういう利用を待ち望んでた人々にとっては、本当にいいものができてほしいというのは私たちも、まあサポートする側として望んでるんですけど、まず、ちょっとその子育て支援センターで行われる事業を概要で結構ですので、先にちょっとお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

先ほど申しあげましたとおりに、実務者が来てからということではございますが、関係各課でいろんな絡みがございます。その中で、おおむねこれはやりたいというものをここで紹介させていただきます。

1点目は、親子の交流広場事業ということで考えております。これはある意味いろんな方の親

子の居場所だとか、そういった交流を深めるという、そういう交流事業です。

それと、もう1点目が育児相談ということで、これは子育て経験豊富なスタッフをできるだけそろえたいというふうに考えています。さまざまな子育ての悩みだとか、そういったものをここでやっていきたいというふうに考えております。

それと、育児教室事業ということで、これは旧すくすく広場という事業で、健康づくり係がやっておりました、こういったものをこの中に取り入れていきたいと。

それと、もう1点が、先ほど出ましたボランティアとかサポートとかというような事業でございますが、こういったところを中心にネットワーク事業を進めていきたいと。

まあ、一応以上の4点ということで考えております。いろんな意味で、いろんな要望だとか、そういったニーズが出てまいります。それがですね、この子育て支援センターにつきましては、最初から手を広げることなく、いろんなそういったことを取り入れまして、皆さん方と一緒に作りあげていきたいというそういうねらいを持っておりますので、スタートしてからいろんな展開も起こり得るのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほどの事業の中に一つ、放課後対策、留守家庭も入るんですよね。それがちょっと抜けてたような気もしました。それは結構です、わかっていることですから。

それを今後細かく、そしてなおかつ、やりながら充実していきたいと、そういうふうにとらえてますが、ただ、すぎな園という施設がですね、普段、今後利用されようとする方に、いかにその場所がわかっているかという部分が物すごく気になる点では。まあ例えば私なんかは山鹿の外れですけれども、山鹿から、あるいは栗屋、あの辺のところからですね、万が一やっぱり車がなくてバスを利用してくるとかいった場合のことを考えたときに、信号機のことにも係るんですけども、あそこが本当にこう、今まで福祉ゾーンというね、エリアでありながらなかったというのが何か私自身もちょっと不思議なぐらいなんですけれども。

そういう意味で、バス停にしてもちょうど、例えばみどり園とか東公民館の正面の道路を、あそこを中心にもし考えたとしたら、バスを利用される方が、栗屋から来られる方、山鹿方面から来られる方ですね、ちょうど端と端になって、すごくアクセスというよりは、ベビーカーを引いて来られる方あるいは、ちっちゃい1、2歳の子を抱っこしたり、手を引いて来られるときに物すごくこう心配なんですよね。特に渡ろうとしたときにとっても危険ですし、そうではなくても障がい者の方で車いすで、あの辺を通ってらっしゃる方も日々いらっしゃいますけれども。

そういう意味では、まずその信号機、あるいは信号機が仮に来年以降とかいうことであれば、横断歩道だけでも4月の開設には間に合うようにということは希望的なところで、ぜひ推していただきたいなということで、それは要望としておきますが、バス停の位置のことは認識していらっしゃいますか。栗屋のほうから、もし来た場合はどこでとまる、いわゆる鶴松団地のバス停になるんですね。

ですから、やはりそういうところ考えたときに信号機の必要性あるいは横断歩道は最低必要だというふうには認識していただけたと思いますが、もう1回再度お尋ねします。

それと、もし信号機をつける際の協議のときには、これは何も子育て支援センターを利用される方にとどまらず、視覚障がい者の方々が横断歩道を渡るための場合の点字ブロックですね、これは最低やっぱりつくってというか、点字ブロックを引いてもらいたいなというのがありますが、ちょっともう1回その点を確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

既にあそこに社会福祉協議会だとかみどり園とかございます。そういった中で、現実的にはちょっとまだ把握しておりませんが、そういったところからそういったものの要望というのは今のところはあってはございません。ただ、あそこが先ほど申しましたように、いろんな意味で福祉ゾーンで人が集まるということでございます。それと、これは子育て支援センターで、どの程度の方がどういう手段で来られるということが、まだなかなか予測が付きません。ハード整備は、一応そういうちょっと状況を見させていただきたいと。

ただ、そういう横断歩道等につきましては、それは信号機とかいうことよりもハードルが低いということでございますし、現実的に学童が東小学校から来るときに、どうしても今のすぎな園の前の道路、この辺にはやっぱりきちんと横断歩道帯は必要だという認識はしておりますので、ちょっとその辺は先ほど申し上げましたとおりに、再度ですね、もう少し時間ありますので、その中で交通安全面等、そういうことも含めまして検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

ちょっと先ほどの建物の今改修といいますか、外側の外壁の改修なんかに入ってますけれども、以前がすぎな園のときの建物の外側がちょっとやっぱり暗いといいますか、ダークグレーといい

ますか、グレーっぽい感じで、いろんな子どもたちやら——小さい、若いお母さんたちがお集まりになったりされるんですけども、外壁に関しては何か明るいような、あるいは何かこう——何ていうんですかね、イメージ的に明るいような建物に塗りかえなりされる予定なのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 嵐 保徳君

ご指摘のように既存の仕上げは白を基調にしたもので——すぎな園のときは、そういったことでございましたが、どこかちょっと冷たい印象、それと施設が随分古くなって汚れておりましたので、今回新たに洗浄をきれいにかけて、その後には暖かみのある——小さい子育て支援です、それで暖かみがあって、少し集まりやすい温かい雰囲気、これは外壁だけではなくして中のそういうものを含めまして、そうしたものをして、せっかくつくった施設でございますので、できるだけたくさんの方が、なおかつ気楽にお越しいただけるようなそういった施設と運営を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

最後の質問になりますが、子育て支援センターで、係長職の職員の方がいわゆる施設長として在駐されるんでしょうけれども、もちろんほかのスタッフもいろんな形で町のほうで雇われたりされると思うんですが、やはり課長がおっしゃったみたいに、町ぐるみでやっぱり充実させていこうということでは、本当にそれにかかわっていただける方ですね、そういう方というのは、当然ただ行きたいから行くというわけにはいかないですね。やはりサポートするボランティアということでは、それなりの一定程度の研修を受けたりする。そういう意味では、この芦屋町では長らく子育て支援に関するボランティアの要請講座とかそういうのがなくて、そして今回こういう支援センターができて、そしてなおかつサポーター登録をと私は言ってますけれども、やはりそれにかかわるためには人材育成ちゅうのが絶対欠かせないと思うんですね。

ですから、この部分は推してやはり来年度の事業の中で、開設と同時にそういう少なくとも養成講座はやっていただきたい。そして、なおかついろんな資格——自宅で保育士さんとか、あるいはかねてから、いろんなボランティア活動をされてた方とかいう方の積極的な運営参加も声かけるとかして、やはりその支援する方の要請というのは絶対欠かせないし、もう芦屋では遅いぐらいだと思っておりますので、ぜひ何とかその分は町のほうでも予算を取っていただいて講座をやっ

ていただきたいということは要望として、以上で終わります。

次に、情報公開について。先ほど課長のほうから説明がございました。みずから、やはり芦屋町のホームページがスムーズに情報を開きにくいということを具体的に示していただいて、十分それは認識していたのだけれども、いかんせん財政難ということでなかなかできなかつたと、そういうふうに私は受けとめていますが、おっしゃったこと。

今回8月の末とその前の6月ぐらいに、これは民間の広告——何とか協会というところが、毎年1回全国の自治体の広報や自治体のホームページの評価をしてる団体が、今年の町村部で水巻町が全国2位になったという、これは内定のところで、たしか5月、6月で私も見させていただいてたんですが、それで水巻さんのところで、私も電話でちょっと聞き取りをしたんですね。それ以前に水巻のホームページは、私も平成17年ぐらいあたりからリニューアルされたから、使い勝手も含めてよく見てたんですけど、すごくやはりわかりやすいなという印象はあったんですけど、それが全国2位になったということで、実際そのリニューアルされたときにどれぐらいかかけられて、そしてなおかつ今現在どういうふうな職員のかかわりがあるのかということをお尋ねしてみました、電話ですが。

そしたら、まず芦屋町と一緒に平成14年に開設されて、そして17年にリニューアルというよりはレイアウトを変えた。今の原型ですよ——原型といいますか、今のホームページ、水巻のホームページは平成17年にレイアウトを変えた、そのときにソフトが100万円で購入して切りかえた。それで、その後は特に大きなソフト的な購入——それも私も自分でホームページをあれしてますけど、私の場合はほとんどお金かかってませんが、やっぱり役場となりますと、かなり情報量も多いですから、私たちがやっているのと比べものにならないと思いますが。

水巻の場合は、その17年度にレイアウトを変えるためのソフトが100万円で購入して、最近、今年に関しては、国からの活性化交付金が出たことで防災システムだとか、あるいは住民へのアンケート、あるいは職員にもアンケートがとれるようなシステムのソフトやら買ったということで、この間そんなに大きな出費はしてない。ただ、機械の維持だとか、いろんな毎月かかる経費は別にしても、そんなにかかってないようにおっしゃったんですが。

1,300万円かけるというのは、先ほどの説明の中では、具体的に——そんなに細かくなくてもいいんですけども、ちょっと余りにも水巻の状況と聞いたときに乖離があったので、この1,300万円の内訳というのが、なるべくわかるように概要で結構です。教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

1,300万は全面的なリニューアルというような考え方をしております。ただ、今契約の調

整をずっとやっているんですが、今現在富士通のシステムが入っております。これを今議員おっしゃったような形でリニューアル、その今あるシステムをリニューアルするというような考え方になると、1,300万ほどもかからないのではないかという考え方もございます。まだ契約をしておりませんので、その辺も含めて全体調整をしていきたいという、予算は1,300万で上げておりますが、執行についてはきちっと精査をしてやりたいと、このように考えております。

水巻のシステムの中で一つ私どもと非常に違うところがございますが、水巻はホームページの更新にかかる専属の職員、これは職員ではないんですが、嘱託職員を置いております。私どもの場合は、各課の課員が更新をするということになっております。したがって、その辺のソフトの作り方が若干違うというところがありますので——そうはいつでも具体的な契約はできるだけ安い、なおかつ効率的にやらねばならないと思っておりますので、その辺は検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

もちろんホームページの内容といたしますか、ホームページの特徴というのももちろんいろいろ、それぞれあっていいことですし、それぞれだと思いますが、その職員のいわゆる張りつき、これは私もちょっと電話で聞いたときには確かに嘱託職員と臨時職員が常にそれに張りついていて、毎日更新しているような状況だと、いわゆる人件費のところとそういう業者に委託する。

特にちょっと今回も出てますホームページの業務委託、90何万補正予算で上がってますが、これは職員が欠員してるための今年度だけの予算だろうと思いますが、残りの。この90何万の業者委託というのは、結局今まで職員がやってた仕事がないため、それをそのままそっくり業者委託するんですか。若干やっぱり変わるんですかね。今の状況は維持したまま、作業を臨時職員にやらせるというのではなくて、業者委託というのがちょっとわかりにくいんですけども。そこはどういうふうになっているんですか、今回の補正予算での内容です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

質疑のときでも、いわゆる業者委託の補正予算の件について出ておりました。これは4月から職員が、当時の係長が休暇をとり始め、その関係で6月に新たな係長を設置して、もう1名の職員が、現行の係長はきちっと健康でやっておるんですが、もう1名いました職員が健康面で問題があって休職をした——現在、復職しておりますけど。そういう中で、今現在でもなかなか本調

子ではないわけです。それで6月から係長の残業が、毎月70時間とか80時間とか、そういう超過勤務というような状況もございまして、係長自身の健康問題も危惧されていると。

そういう中で、広報誌の誌面の一部についての業務を業者委託をしたいということで今回予算を上げさせていただいたと、そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

広報誌関係でホームページのほうと関係ないということですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

ホームページのリニューアルについては、これからの話（「はい、もちろん」と呼ぶ者あり）でございますので、それについては特段関係はございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私がちょっと危惧するのは、水巻の担当課の方もおっしゃったんですけど、日々ホームページを管理してて、水巻町としてどのようなことを気をつけていらっしゃるのかということをお尋ねした際に、やはり見ていただける方に、もちろんこれ基本姿勢ですけど、わかりやすく、そして検索しやすい、いわゆる探しやすいということが大事ですが。

ただ、えてして、庁舎内ですと先ほども課長がおっしゃったように、ただでさえ執務量というのがすごく多い中で、それぞれの仕事をやって、重要な今回今言ってるようなまちづくり参画条例とか、そういうものができても、ぱっとそれをタイムリーに出すとか、いろんな情報を、ただ文書的なのを貼りつけて出すというのではなくて、なるべく見てもらってわかりやすいような文章にするとか、そういうことを日々関係——いわゆるそれぞれの部署と、それぞれ皆さんパソコンをお持ちですから、そういうことでは常にそういう吸い上げやすいふうにする。あるいは、どうやって行政情報を各部署から吸い上げるかということ、日々でやっぱり連絡を取りながらやってきたという、その姿勢が評価されたのかなというふうにはおっしゃってたんですけども。

そういう意味で、ちょっと私もまだどういうものができるかわからない中で言うのもあれですが、本当に業者委託すれば見ばえのいいものができるのかもしれないけれども、やはりホーム

ページとか広報というのは、その町の顔であり、情報発信するやっぱり姿勢が出るんじゃないかなと思うんですね。

ですから、これまでも私自身も、ホームページに関しては何回もいろんな要望やら言ってきたんですけども、とにかくこれまでの芦屋町のところでは、なかなかそれをすぐ、本当に課長がおっしゃったように、すぐできそうなのにどうしてできないのかなみたいところで、職員さんのところでも「ちょっとわからないんですよ」という回答がほとんどだったので、それを危惧するんですよ。

ですから、情報をその業者に渡すのはいいんですけども、それをやっぱり発信するときのやっぱり町の姿勢とかそういうことでは、その担当課からぼんと送るだけになったら、これはやっぱりちょっと考えものだなと、私も行政の内部のシステムがわからないので何とも言えませんけれども。とにかく役所の中で、人件費等の兼ね合いもあるかもしれませんけれども、今どきの若い人たちの中では、もう専属みたいな形で臨時職員でホームページの管理などをちょっと頼むとか、そういうことが可能ではないかなとは思いますが。

もう1,300万の予算が通りましたので、いずれにしてもそういう利用者にとって、利用しやすいあるいはアンケートがちゃんと返ってくるような、いわゆるアンケートをとったんだけども、それがどういう内容で、そしてどういう対応をしましたというところまで、やはり載せていただきたいということを、とりあえず要望させていただきます。

情報公開の中の情報公開コーナーについては、課長が前向きに取り組むという回答をいただきましたが、図書館に関しても閉館中であるから今財政課のほうでしか閲覧ができないという状況ですけども、今度リニューアルされますので、また向こうのほうにも行政情報がいろいろ行くとは思いますが。

この情報公開コーナーの設置の意義というところでは、「あ、こういうことができるんだな」、あるいは自分の個人情報に関しても、どういうところに自分の個人情報が入っているんだろうか、これはちゃんと間違いのない情報が入っているのかという意味では、個人情報の訂正とか削除とか、そういうことも求められるという。そういうことがまだまだ住民の方には周知されていないであろうということをちょっと考えますのは、広報誌で毎年1回情報公開の運用状況を公表されていますけれども、これは個人情報保護条例が平成17年に制定されたように思いますけれども。その個人情報保護条例の中でも運用状況については情報公開条例と同様に年1回公表しなければならないというところがあるはずですが、それがよその3町に関しては個人情報の請求がなかったにしても並列でちゃんと運用状況が公表されているんですね、広報誌で。芦屋はそれがなくて、私、たびたび今の課長になってからお話は聞いてませんが、その前の係の方にも、個人情報の公開に関する運用状況の公表がどうしてなされないんですかということ、ずっと言ってきたんで

すけど、いまだに出てません。これはどうしてなのでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

理由として確たるものがちょっと私も思いつきません。ただですね、議員さんのご指摘等々もございまして、平成20年度のその辺の状況、これは現時点ではまだ広報でお知らせしていませんけれども、近々の広報でお知らせするとともにホームページ上では既にアップしております。その中で個人情報の請求と開示ということでこの状況、実は平成20年度においては、その個人情報の開示請求は1件もございませんでした。ゼロではございましたが、そのようなホームページ上では公開も既にしております。それから広報についても近々の広報で公表してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

まず、情報公開制度がある。あるいは個人情報に関して自分の情報を開示していただく。あるいは訂正をしてもらいたい、削除してもらいたいという請求があるということをもっと知っていただく意味でも、やはり情報公開と個人情報に関する公開制度はなるべくわかるように目いっぱい、公表されるときにそういう制度もあります、ご利用くださいということもなるべくわかるようにしていただきたいということは要望として申し上げておきます。

それと、住民参画のまちづくりについてですが、課長のほうから住民参画推進会議の審議のところまで説明があったので、もう詳しく求めることは今できませんが、先ほど職員のところをつくっている、そのお助け制度とか協働プロジェクト、これは少し概要、1分以内で結構ですので、ちょっともう少し教えてください。ちょっとわかりにくかったので。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

職員が志願して5、6人で今研究グループをやっております。第1期ということで平成20年度の研究成果が出たわけで、いわゆる町内におけるいろんな団体について職員等でいろんな支援ができる、その中で住民との信頼関係を構築していける、そういう考え方に基づいた団体お助け制度なるものの提案がございました。

3点ほど提案があったんですが、その団体お助け制度というものを今度は具体的にいかに進めるかという問題がございましたので、いわゆる行動計画といいますか、具体的な事業としてどの

ような形でいわゆる住民の皆さんとの協力等ができるかどうかの具体策を今検討しておると。それを一つの成果物としてまとめあげ、これは前回もそうでしたが職員の発表会も全体として行っております。今回もそういう形でやりたいというふうに考えておりますし、成果ができましたらいわゆる実施に移していこうということにしたいと思っております。地域のいろんな自治区もございましょうし、いろんな団体もございましょうし、そういう団体の方たちに対してどういう役場職員としてどのような支援ができるのか、そういうことについての研究を今しているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

これは今研究段階で具体策も今から練るということですが、こういうことこそ、今の段階じゃまだ公表できないかもしれませんけれども、みずからやっぱり役場の職員の方たちがそういうのに取り組んでらっしゃるといところを、ぜひ住民とも共有できるような形で、これこそ情報公開のところでは、公表ができる段階になったら、ぜひ広報ないしはホームページあたりでもやっぱり公表されるべきじゃないかなと、そういうふうに思いました。

それで、この住民参画条例が策定された後に、私のほうも一般質問でこの問題取り上げた際に、条例はあるんだけど普通条例ができましたら施行規則とか規則があると思うんだけど、どうしてこれには規則がないんでしょうかというふうにお尋ねをしました。そのときに課長のほうでは「それは今後進めていく」という回答ではあったんですが、それが住民参画会議の中でも指摘というか意見が出て、それを今から、先ほど5条、6条、7条の関係で進めていくということになっているということによろしいんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

規則、条例に関する施行規則というような考え方でおっしゃられたというふうに思います。施行規則の必要性があるかどうかというのは、今のところそのような必要性はないというふうには考えています。

ただ、12条の中で、この条例の検討及び見直しという項目がございまして、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が芦屋町にとってよりふさわしいものとなるよう検討するものとするという項目を設けておりますので、その中でいろんな検討がなされるというふうに思います。

ただ、施行規則というのは、例えば、第7条、第7条は住民の権利と義務という項目があります。これを具体的にどう進めるのかという、この内容を細かく施行規則としてあらわすということはあるかもしれませんが。そのへんのところは今のところは具体的なものがなかなか見えてこない段階でありますので考えてないと。今後、4条、5条、6条、7条、この辺のところの行動計画、それから具体的な計画を定める中で、その必要性が出てくれば規定するという考え方にはなろうかと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

その条例のところで参考したときに、ほぼ同時期にそういう規則もできたところもあったので、具体的に例えばいろんなワークショップの活用だとか、パブリックコメントはこの間やってこられた、そういうことに対しては要綱をつくったりして別枠で、そういうのをされているから必要のない部分もありますが、例えば附属機関などの設置なんかに関しても、これがどういうふうなことなのかというのがちょっとわかりにくかったのもあったので、規則があるとよりわかりやすいかなということを思いました。

これはこれ以上あれしませんが、行動計画を今後その策定会議の中で上げていく、その5条、6条関係は今年度中。そして7条が町民の責務というか、そこの部分が来年度ということでもよろしいんじゃないかと思いますが。

最後に、もう時間がなくなりました。子ども議会についてですが、教育長がおっしゃるように、私はちょっと文面上詳しくは書けなかったので、この子ども議会というのは構成メンバーもいろいろございます。もう小学生、中学生、高校生まで一気に公募式にするとか、あるいは中学校だけですとか、いろんなやり方がありますし、目的もいろんな目的を持ってやれるものですが。

私は、まだ議会に入っておりませんでした、前町長時代の序盤のほうだったと思いますが、子ども議会が行われたと私思いますが、これをどんな議会だったかということを知るには、もう時間がないのでお聞きできませんが、本当に教育長のおっしゃったように、いろんな観点から教育的効果もあり、まちづくりの一貫にもなり、また議会の活性化にもつながると、いろんな目的要素がありますので、ぜひ時間のない中ではございますけれども、何かに触れてこのことを検討課題にさせていただければ幸いです。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、13時15分から行います。

午後0時09分休憩

.....

午後1時14分再開

○議長 横尾 武志君

定刻前ですが、再開いたします。

次に、5番、小田議員の一般質問を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

お疲れ様でございます。5番、小田でございます。一般質問をいたします。

我が国は世界に類を見ない早さで高齢化が進み、今や世界で1、2の長寿国となっております。この芦屋町におきましても、高齢化率が今年の8月時点で23%を超えるというような状態になっております。

こういうことを念頭におきまして、1点目の質問といたしまして、ひざや腰に故障のある高齢者対策について、要旨につきましては、公衆便所を含む公共施設内のトイレのうち洋式便座が設けられている箇所について、まず1点目としてお尋ねいたします。

続いて2点目といたしましては、19年の6月定例会におきまして一般質問させていただきました件について、再度今日質問させていただきます。3件名につきましては、総合運動公園の整備計画について、野球場予定地の検討結果と今後の整備計画についてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは高齢者に対する対策について、要旨1の町内公共施設におけるトイレのうち、洋式便座が設けられている箇所を尋ねるという件につきまして、生涯学習課管轄における施設の状況を報告いたします。

洋式便座を設置している施設は、芦屋釜の里、芦屋歴史の里、山鹿公民館、東公民館、総合体育館でございます。また、現在工事中の町民会館、中央公民館は、すべて洋式便座でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

環境住宅課です。公衆便所を管理しております担当のものでございますので、公衆便所の内容につきましてお答えいたします。

町内に設置の公衆便所につきましては、主に児童公園に設置されております。施設数につきましては、芦屋町所有分の16カ所、環境住宅課管理のものが14カ所ございまして、地域づくり課の海浜公園内の2カ所となっております。それと合わせまして、福岡県の所有分につきましては3カ所ございまして、合わせまして公衆便所につきましては19カ所となっております。

そのうち、洋式便座、便器でございますが、これを設置しています箇所数につきましては、8カ所となっております。この内訳でございますが、公園内設置箇所につきましては、高浜ポケットパーク、海浜公園内2カ所、計3カ所でございます。公園以外の設置箇所につきましては、芦屋町所有分2カ所ございまして、柏原洞山入口トイレ、夕日のみえるトイレ、夏井ヶ浜にございます分でございます。

それから、県所有分につきましては、港湾緑地の2カ所、それと江川台河畔公園にありますオストメイト対応トイレ、その分ございまして、後は3カ所とも様式の便器となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

もう一つは。野球場はだれが答弁をされますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

続きまして、総合運動公園の整備計画についてでございます。野球場予定地の検討結果と今後の整備計画について尋ねるということでございますが、この件につきましては現在暫定的ではありますが、多目的に活用できるグラウンド整備について検討を重ねております。

基本的にはグラウンドゴルフ、少年野球、サッカー等を対象に整備することを考えております。しかしながら厳しい財政状況でありますので、経費を抑えながらどこまでできるかを検討しております。できるだけ早く結果を出したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

先ほども少し触れましたけれども、2020年には国民の4人に1人が高齢者になると予測されておるわけございまして、このような高齢化に伴うさまざまな問題点、それに対しまして対策が非常に重要となっております。

芦屋町におきましても、高齢者保健福祉計画が策定され、いろいろな施策が今後講じられるというようなことになっておりますが、通常高齢者の方が行動されるには何ら支障はないわけでございますけれども、トイレなどに立ったり座ったりするようなときに非常に身体に負担がかかる、そういう背景の中で、洋式トイレの設置を望むというような声をよく聞きます。そういう高齢者の方々が社会活動やスポーツ活動、あるいは、みずからの健康づくりのために外出される、そういうときに、ひざに故障、腰に故障を持たれておられる高齢者の方が、トイレ——洋式トイレがない場合に非常にお困りであるという声をよく聞きます。

そういう方々のためにも洋式トイレの整備が非常に大切じゃないかなというようなふうに思っておりますが、先ほどご答弁いただきましたように、教育委員会所管のトイレにつきましては、もうほとんど洋式便座がついておるといふことの回答でございましたけれども、私のほうで調査させていただきましたところ、総合運動公園の中央グラウンド、ここにつきましては洋式トイレはないなというふうに確認をさせていただいております。

それから、公衆トイレにつきましては、先ほども回答いただきましたけれども、多目的トイレ、これについてはいろんな箇所に設置されておりますけれども、見てみますと非常に使いにくいと、いいですか入りにくいというような気がいたします。というのはですね、多目的という表示でございまして、内容については何かこう、身体に障がいがある方専用のトイレやなかろうかというようなことが多くございまして、一般の方、健常者の方と、いいですか、そういう高齢者の方々が使うのには何か非常に使いにくいというような話も聞いております。

そういうことの中でですね、中央公園のトイレ、あるいは海浜公園のトイレ、それから柏原、夏井ヶ浜のトイレ、それぞれ、海浜公園のトイレにつきましては洋式便座が設置されておりますが、柏原、それから夏井ヶ浜につきましてはですね、先ほど申しますように多目的トイレというような形で洋式トイレが設置されてないわけですが、そこら辺で使い勝手がいいような形での改修と、いいですか、そういうことについて今後計画があるならばお聞かせいただきたいし、またそういうお年寄りの意見が非常に多いということを念頭において、今後改修される予定があるのかどうなのか、そこら辺。それから中央グラウンドのトイレの分と、それから公衆トイレの分についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

今ご指摘のとおり、総合運動公園の中央グラウンドの公衆トイレには洋式便座がございません。ご不便をおかけしているのが現状だと思います。生涯学習課といたしましても、洋式便座の必要性は痛切に感じております。したがって、このトイレにつきましては、平成22年度の施設整備

計画に改修工事として上げております。また今後、施設の改修を機に逐次洋式化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

ご指摘のように公衆便所につきましては、大半が児童公園というんですか、そこに設置されておりまして、男女兼用といったところで利用されております。そのために洋式便器というんですか、その辺の改善につきましては、必要な箇所、それと管理上のいろんな問題点などを十分に調査をいたしまして、改善を行っていききたいというふうに考えております。

それと、現在あります洋式便器のところにつきましては、表示の方法というんですか、どなたでもご利用できますといったような表示の方法を改善していききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

総合運動公園の中央グラウンドのトイレにつきましては改修していただけるということで、非常にグラウンド利用の頻度は高いものですからね。高齢者の方々もグラウンドゴルフなりなんなり、非常にあそこは利用されている方が多いでございます。そういう方々が非常にあそこは使いにくいと。トイレのためにわざわざうちに帰るとか、あるいは体育館のほうに行けば洋式トイレがあるわけですけれども、あれまで行くのも、わざわざ中央グラウンドにトイレがあるわけですから、それを改修していただければですね、このことは解消できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、公衆トイレの件につきまして、児童公園とかそういうところにつきまして、小さなトイレはともかくとして中央公園だとかいうようなところにつきましては、やはりあそこも結構利用者が多いでございます。あそこについては全く洋式トイレがないわけでございますので、そこら辺についてはぜひ整備のほうをお願いしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、福祉政策の一環として優先的に整備をしていただきますようお願いいたします。この件は終わります。

続きまして、2点目の総合運動公園の整備計画につきましては、先ほどの答弁では多目的——グラウンドゴルフ、サッカー等ができるような形での整備を検討してるということですが、先般と申しますか、19年の6月に私がお尋ねしたときは野球場予定地として安価な形での整備を考え

ておりますと。したがって内容については、今後検討するというところでございましたので、そのことについてお尋ねしたんですけれども、先ほどの答弁では野球場の「や」の字も出てこなかったわけですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

基本的にはですね、少年野球、それからサッカー、グランドゴルフというふうに考えております。

もう少し具体的に、ま、これは先ほど申し上げましたように予算の関係がございますので、どこまでがどうかというのはまだこの時点では言えないんですけど、基本的には整地すること、それから周囲にフェンスを張る、それから野球場を考えますとネットの設置とか、倉庫、それからベンチとか日よけの設置など、現時点ではそういうものを考えております。何度も重ねて申し上げますけど経費の関係で、どこまでができるか、この時点ではお答えできません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

財政状況が非常に厳しいわけがございますのでね、簡単に、安価で利用できる状態、こういうものであれば住民の皆さん方も理解いただけるんじゃないかなと思いますので、今のような状態のまま放置されておくことが一番問題でございますのでね。そこら辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います、いつごろ利用できるような状態になるのか、めどをちょっとお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今生涯学習課長がお話したとおりの大筋のことなんです、このことにつきましては歴史をちょっとさかのぼらんと話ができないと思うんですが、当初は地主さんから野球場をつくるということで土地を町が購入したと聞いております。しかし、こういう時代の流れとともに芦屋の財政状況も逼迫してまいりまして、それと住民ニーズが変わってきたということで、現在ああいう状態の中で放置してあるというのが現状でございました。

それから、小田議員から先般もお尋ねいただき、今回も同じような進行状況はどうなっているのかという質問でございますが、実は小田議員も言われましたように、あれだけの土地をあのま

ま放置していいものかということで、いろんな利用状況を模索しておったわけですが、芦屋町の老人クラブの会長さん、それから今体協で一生懸命お世話していただいております総合型地域スポーツクラブ、スポネットしろやまさん。それから芦屋地区総合型地域スポーツクラブの設立準備の皆さん、それから主に一番最初にお問い合わせにいられたのが芦屋町のグランドゴルフ協会の会長さん、それから各グランドゴルフには6つか7つぐらい町内ありまして、各同好会の会長さんの連盟で今グランドゴルフをされている方が、グランドゴルフ人口が大変多くなって総合グランドでは少し手狭、手狭というか、それと利用頻度がやはりいろんな方が使われるんで、利用頻度が少ないので何とか上の予定地というか、上の空き地を整備してほしいという陳情書が2通今参っておったわけですが。

そこで、先ほど来より課長がお話しておりますように、財政上の問題もですが、何とかお金をかけないで皆さん方が利用できる方法はないかということで、野球、それからサッカー、グランドゴルフ等々、それからいろんな総合型が使えるようにということで、どこまでお話ししていいかどうか、今——ちょっといろいろ検討中でございます、後金額面の問題が、どこまでなら今の町財政の中でそれが許容できるのか、許されるのかというところまで来ております。

そういう整地、泥を入れたり、いろんなことをするわけでございます。後管理上の問題も出てきますので、そういうことも含めまして、もう、そう遅くない時期に結論は出したいと思っておりますので、そういうことでご答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

町長も今触れられましたようにですね、今年の2月に、子どもから大人までだれもが参画できる地域住民の交流、あわせて体力の向上や健康で明るい住民生活確立を目的に総合型地域スポーツクラブということで、山鹿のほうで「スポネットしろやま」というのが設立され、また今後芦屋地区におきましても同じような組織が設立される予定でございます。

したがいまして、屋外での運動が今後ますます盛んになると、そういうことの中で運動公園の中央グランドにつきましては、この利用頻度は大変高い状態に今でもあるし、今後もなってくるであろうと思っております。このような背景を十分考慮していただきまして、住民の皆様方の理解と財政事情が許す範囲で、できるだけ早く整備をしていただきますよう要望いたしまして質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、小田議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。あすも一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

午後 1 時35分散会
